

特例貸付のご案内生活福祉資金(緊急小口資金)

本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります

貸付内容

- 貸付対象 (1) 被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
(2) 他都道府県から避難し、申込みから1か月程度以上県内に居住される方で、当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合は一世帯につき一回限り20万円以内の貸付も可能。
 - ①世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ②世帯員に要介護者がいる場合
 - ③4人以上の世帯である場合
 - ④世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学生以下の児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日の月末から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子*償還期間経過後は残元金に対して年5.0%の延滞利子が発生します

貸付申込みに必要なもの

- (1) 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- (2) 住所を確認できるもの(住民票等、(1)で住所が確認できる場合は不要です)
- (3) り災証明書または被災証明書(当日提出できない場合は後日提出していただきます)
また、直接被災されていない世帯では、今般の台風災害により収入が減少したことがわかる書類(例:勤務先が発行する休業証明書等)
- (4) 印鑑(印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません)
- (5) 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

貸付後の手続き

- 貸付金交付後3ヶ月を目安として、住居報告書により状況を報告していただきます。
- 後日、り災証明書や被災証明書の提出がなく被災状況が確認できない場合には、返還を求める場合があります。

受付窓口

伊達市社会福祉協議会	
本所・保原支所(保原町産業振興会館内)	TEL.576-4050
伊達支所(伊達ふれあいセンター内)	TEL.551-2139
霊山支所(総合福祉センター茶臼の里内)	TEL.586-3463
月舘支所(保健福祉センターやまゆり内)	TEL.571-1406
梁川支所 臨時窓口(伊達市役所 梁川総合支所)	TEL.090-4316-1365

受付開始日・受付時間

令和元年11月18日(月)午前8時30分～午後4時、平日のみの受付となります。